

地方公営企業会計制度の 見直しについて

平成24年1月

総務省自治財政局公営企業課

地方公営企業会計制度の見直しの経緯

1 地方公営企業会計制度等研究会の開催

- 開催日程
平成21年6月8日から平成22年3月19日
- 地方公営企業会計制度等研究会の報告書
平成21年12月提言

2 資本制度の見直し

- 第1次一括法による地方公営企業法の一部改正
成立：平成23年4月28日 公布：平成23年5月2日 施行：平成24年4月1日
- 関係政省令の改正
政令閣議決定：平成23年8月26日 公布：平成23年8月30日 施行：平成24年4月1日

3 会計基準の見直し

- 地方公共団体に対する説明会の開催
開催日：平成23年10月13日（見直し案を提示）
- 関係政省令の改正、告示の制定
政令閣議決定：平成24年1月24日 公布：平成24年1月27日 施行：平成24年2月1日
適用：平成26年度予算及び決算から適用（早期適用も可能）

地方公営企業会計制度等の見直しの背景

1 企業会計基準の見直しの進展

- 企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

2 地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進

- 地方独法化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。
- 地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

3 地域主権改革の推進

- 地方分権改革推進委員会の第2次勧告(平成20年12月8日)及び第3次勧告(平成21年10月7日)において、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。地方公営企業についても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要がある。

4 公営企業の抜本改革の推進

- 「債務調整等に関する調査研究会報告書」(平成20年12月5日)において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

見直しに当たっての基本的考え方

1 現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする

- 地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の企業会計原則の考え方を取り入れることとする。
- 地方公営企業会計は、今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を待って、地方公営企業の特性も踏まえ、適時適切に反映、見直しを行う。

2 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと

- 地方公営企業会計においては、負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分意を用いて、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。公営企業型地方独法会計基準の考え方も必要に応じ参考とし、新地方公会計モデルにおける一般会計等との連結等にも留意する。
- 地方公営企業の特性等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

3 地域主権改革に沿ったものとする

- 地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等の見直しを行う。
- 地方財務会計について、ストック情報を含む財務状況の開示の拡大の要請が強いこと等も勘案し、現在、財務規定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用する。

地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

I 資本制度の見直し

改正済
(H24.4.1～)

II 地方公営企業会計基準の見直し

今回改正
(H26予決算～)

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産
- 5 たな卸資産の価額
- 6 減損会計
- 7 リース取引に係る会計基準
- 8 セグメント情報の開示
- 9 キャッシュ・フロー計算書
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)

○ 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

- 水道・交通等法定7事業及び病院事業以外の事業への財務規定等の適用拡大

IV その他の検討事項

- 地方公営企業の設置及び経営の基本に関する条例
- その他(2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることのできる特例の拡大 等)

今後対応

ポイント 1

財務諸表への影響

| | 見直し項目 | 増加 | 減少 |
|---|---------------------|----------------------------------|--------------------------|
| ① | 借入資本金を資本から負債に計上 | 固定負債、流動負債 | 資本金(借入資本金の廃止) |
| ② | みなし償却制度を廃止、長期前受金を計上 | 繰延収益(長期前受金) | 固定資産、資本剰余金 |
| ③ | 引当金を計上 | 固定負債、流動負債(負債性引当金<退手・修繕等>) | 固定資産、流動資産(評価性引当金<貸倒引当金>) |
| ④ | 繰延勘定を廃止(一部を繰延資産に計上) | | 繰延勘定(廃止) |
| ⑤ | たな卸資産の価額に低価法を義務づけ | | 流動資産(帳簿価額>時価の場合) |
| ⑥ | 減損会計を導入 | | 固定資産(減損した場合) |
| ⑦ | リース会計を導入 | 固定資産(リース資産)、 固定負債、流動負債(リース債務) | |

【見直し前のBS】

| | |
|------|-------|
| 固定資産 | 固定負債 |
| | 流動負債 |
| 流動資産 | 資本金 |
| | 資本剰余金 |
| 繰延勘定 | 利益剰余金 |

【見直し後のBS】

| | |
|-----------------------------------------|----------------|
| 固定資産 ②↓③↓⑥↓⑦↑ | 固定負債 ①↑③↑⑦↑ |
| | 流動負債 ①↑③↑⑦↑ |
| 流動資産 ③↓⑤↓ | 繰延収益 ② |
| | 資本金 ①↓ |
| 繰延勘定廃止 ④ (現在計上しているものは 償却終了まで計上可能) | 資本剰余金 ②↓ |
| | 利益剰余金 ⑤↓⑥↓ |

みなし償却資産の
既償却相当分を減額等

ポイント 2

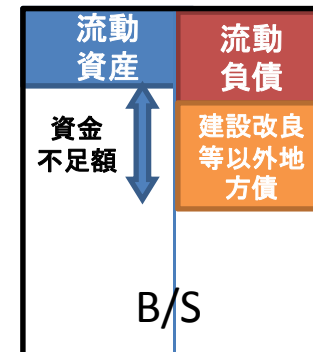
健全化指標等への影響

(1) 資金不足比率

- 1 財政健全化法 「資金不足比率」20%以上 → 経営健全化計画の策定義務 等
 2 地方財政法 「資金不足比率」10%以上 → 企業債の発行が協議制から「許可制」へ

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

↓
 (流動負債+建設改良等以外に充てた地方債現在高-流動資産)
 - 解消可能資金不足額(※解消可能資金不足額の控除は財政健全化法のみ)



(2) 新しい会計基準による影響

| | 項目の変動 | 資金不足比率 |
|--------------------------------|--------|--------|
| A 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(建設改良) | 流動負債 増 | 上昇 |
| B 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(準建設改良) | 流動負債 増 | |
| C 負債性引当金のうち、通常1年以内に使用される見込みのもの | 流動負債 増 | |
| D 評価性引当金(貸倒引当金)のうち、流動資産が減耗するもの | 流動資産 減 | |
| E 翌年度支払いのファイナンス・リース債務 | 流動負債 増 | |
| F たな卸資産の低価法義務付け | 流動資産 減 | |

(3) 資金不足比率に影響を与える項目についての算入の要否

- A 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(建設改良)
- B 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(準建設改良)



算入対象からの除外措置

- C 負債性引当金のうち、通常1年以内に使用される見込みのもの(修繕引当金、賞与引当金等)
- D 評価性引当金(貸倒引当金)のうち、流動資産が減耗するもの
- E 翌年度支払いのファイナンス・リース債務



算入猶予の経過措置
(3年間)

- F たな卸資産の低価法義務付け



算入(特段の措置を講じない)